

令和3・4年度（追加）
西原町建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

西原町の公共工事に入札参加を希望する者は、以下に示す申請書提出要領に基づき審査申請書を提出して下さい。

1 データ申請の実施

(1) CD-Rでの申請受付

CD-Rを用いた申請受付を行います。

① 西原町ホームページから申請様式のデータをダウンロードし、CD-Rを申請書と一緒に郵送して下さい。（CD-Rは受付後、こちらで処分致します。）

② データのウイルスチェックとバックアップを行って下さい。

・ウイルスチェックについて

受付端末（役場所有）でデータを読み込んだ際にウイルスが発見された場合は登録できない可能性がありますので十分チェックのうえご持参下さい。

・バックアップについて

何かしらのトラブルによりデータが消去される場合がありますので、バックアップは必ずはとられて下さい。

③ エクセルのバージョンは2007以降で処理されることを推奨致します。

④ 行政書士等が複数の業者についてまとめて申請する際は、一つのCD-Rに業者ごとのフォルダを作成して下さい。（フォルダ名は会社名）

※申請に係るデータ以外はCD-Rには保存しないで下さい。

2 入札参加資格要件

西原町の発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、次の①から⑦を全て満たしていることが入札参加資格審査の申請要件です。

① 社会保険に加入していること。

（個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く）

② 雇用保険に加入していること。

（従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く）

③ 建設業退職金共済制度に加入していること。

④ 建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）

* 免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事

⑤ 申請する業種について、建設業の許可を受けている者であること。

⑥ 申請する業種について、経営事項審査を受けている者であること。

⑦ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

3 入札参加資格審査申請書の申請業種について

建設業許可及び経営事項審査を受けている業種に限ります。

4 留意事項

- ① 入札参加資格審査を申請した者が、次の各号の一に該当するときは、資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - (1) 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載しなかったとき。(登録後に判明した場合も含む)
 - (2) 審査のための実態調査に応じないとき。
 - (3) 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不相当であると認められたとき。
- ② 名簿登録の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。
- ③ 次回(令和5・6年度)の定期受付は、令和5年1～2月頃実施する予定です。

5 申請の方法

① 受付期間

令和4年2月7日(月)～2月18日(金) **(必着)**

② 郵送先及び問い合わせ先

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の1

西原町役場 建設部土木課 庶務係

(問い合わせ先) 西原町役場 建設部 土木課 庶務係 (2階)

TEL 098-945-4415 (内線3608)

③ **提出方法**

新型コロナ観戦拡大防止のため、今回のみ提出方法を**郵送のみ**といたします。

提出書類の順(提出要領P3～6参照)に上から順序良く並べて、フラットファイルA4S型(ピンク系)に綴り、提出書類のNo. をタックインデックスに表示して下さい。

※書類の綴り方P8参照

《提出書類の綴り方の見本が土木課窓口にありますので参考にして下さい。》

※ 提出書類の各種証明書は、3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

※ 証明書等の書類（写し）は、A4版にして下さい。

No	提出書類等	備考
	USBメモリ又はCD-R（必要事項を入力したエクセルファイルデータ）	様式1～様式3のファイルを西原町HPよりダウンロードし、必要事項を入力のうえUSBメモリ又はCD-Rに保存（全コピー）し、郵送して下さい。
1	建設工事入札参加資格審査申請書（様式1） ※2部（1部は申請者控え）	必須。 ※申請者の印は、 登記印鑑（個人は実印） を押印すること。
2	西原町建設工事入札参加資格審査電算入力票（A・B）を 2部 （様式2、様式3）	必須。 町様式を使用し、令和4年1月31日現在の状況を記入する。 ※1部はA4ファイルに綴り、 もう1部は綴らずファイルに挟んでください。
3	建設業許可通知書の写し	必須。 提出日現在で有効期限内にあるもの。
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	必須。 申請時点で有効期間が残っている最新の結果通知書又は、県へ申請中の場合は受付申請の写しを提出し、令和4年3月末日までに再度、最新の経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。
5	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	●申請業種が加入免除されている業種（タイル・れんが・ブロック：10、板金：15、内装仕上（防音除く）：19、熱絶縁：21、さく井：24、建具（屋外除く）：25、消防施設：27）の場合 提出不要 ●上記以外 必須
6	社会保険料納入確認書の写し及び労働保険証明書の写し ※ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書） で加入が無となっている保険について提出。	●「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合 → 提出不要 ●社会保険の適用が除外されている（個人事業者で従業員数が4名以下）場合 → 未加入理由書（任意様式）を提出 ●本社が県外の場合 → 提出不要 ●労働保険加入を確認できる証明書

7	<p>「1 1. 技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員および「1 7. 西原町在住従業員名簿」に記載されている従業員についての、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」又は「健康保険・厚生年金保険被保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し</p> <p>※「1 7. 西原町在住従業員名簿」に記載されている従業員については、マーカーで着色すること。</p>	<p>●県内事業者で、社会保険の適用が除外されている（個人事業者で従業員数が4名以下）場合 → 提出不要</p> <p>代わりに、雇用保険被保険者証の写しを提出する。</p> <p>●上記以外の県内事業者 → 必須</p> <p>※報酬額は墨消し可。</p> <p>●県外事業者 → 提出不要</p>
8	<p>市町村民税完納(滞納がない)証明書 (写し可)</p> <p>※直近2年度(期)分</p>	<p>●県内事業者 → 必須</p> <p>※本店所在地の市町村の証明書。</p> <p>※西原町に支店・営業所を有する場合は、西原町分も併せて提出。</p> <p>※個人事業者は、代表者の市町村民税及び国民健康保険料(税)の滞納のない証明書を提出。</p> <p>●県外事業者 → 提出不要</p>
9	<p>県税納税証明書(写し可)</p> <p>●法人事業者⇒法人事業税等</p> <p>●個人事業者⇒個人事業税等</p> <p>※直近2年度(期)分</p>	<p>●県内事業者、又は、県外事業者で支店等が県内にある場合</p> <p>必須。</p> <p>●県外事業者で、支店等が県内にない場合</p> <p>提出不要</p>
1 0	<p>国税納税証明書(写し可)</p>	<p>必須。</p> <p>●法人事業者⇒様式:その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税について未納税額のない証明用」</p> <p>●個人事業者⇒様式:その3の2「申告所得税」及び「消費税及地方消費税について未納税額のない証明用」</p>
1 1	<p>技術職員有資格者名簿</p>	<p>●県内事業者</p> <p>必須。最初に、県へ提出した名簿の写し(自由様式の名簿は不可)を綴る。その後、全技術者分の合格証明書又は免許証等の写しを添付する。</p> <p>●県外事業者で、支店等が県内にあり、支店等に技術者が在籍する場合</p> <p>必須。最初に、県へ提出した名簿の写し</p>

		<p>(自由様式の名簿(県内の全技術者分)も可)を、在籍する技術者が分かるようにマーカー等付きで、綴る。その後、在籍する技術者分の合格証明書又は免許証等の写しを添付する。</p> <p>●県外事業者で、支店等が県内にあり、支店等に技術者が在籍しない場合 必須。県へ提出した名簿の写し(自由様式の名簿(県内の全技術者分)も可)を綴る。</p> <p>●県外事業者で、支店等が県内にない場合 提出不要</p>
1 2	工事経歴書	<p>必須。自由様式。</p> <p>●県内事業者 直前1年分を元請・下請別に作成する。</p> <p>●県外事業者 直前1年分を作成する。元請・下請別等、区別されていなくても可。</p>
1 3	登記簿謄本	<p>●法人事業者 必須。登記簿謄本の写しも可。</p> <p>●個人事業者 提出不要</p>
1 4	身分証明書及び登記されていないことの証明書	<p>●法人事業者 提出不要</p> <p>●個人事業者 必須。各証明書の写しも可。 ※注②を参照。</p>
1 5	印鑑証明書	<p>必須。証明書の写しも可。</p> <p>●法人事業者 登記した会社印の印鑑証明書。</p> <p>●個人事業者 代表者の印鑑証明書。</p>
1 6	委任状及び使用印鑑届出書	<p>●県内・県外問わず、入札参加において、支店等に本店から同等の権限を与えられている場合 必須。自由様式。原本のみ。</p> <p>●上記以外 提出不要</p>
1 7	西原町在住従業員名簿	<p>●町内に従業員が在籍する場合</p>

		<p>必須。町様式。備考欄に、役職等（一般職員は、正社員、契約社員、アルバイト、パート等の雇用形態。）を明記する。</p> <p>●町内に従業員が在籍しない場合</p> <p>提出不要</p>
18	ボランティアへの参加	<p>●ボランティアへの参加実績がある場合</p> <p>必須。町様式（町外のボランティア参加も記入可）。参加が証明できる書類等の写しを添付する。（令和元年度～令和2年度分）</p> <p>●ボランティアへの参加実績がない場合</p> <p>提出不要</p>
19	本店及び支店等の見取図及び外観・室内写真	<p>●町内に本店及び支店等がある場合</p> <p>必須。見取図（自由様式）・外観写真・室内写真を各一枚ずつ提出する。</p> <p>●町内に本店及び支店等がない場合</p> <p>提出不要</p>

注意事項

- ① 市町村民税完納（滞納がない）証明書は、支店等の所在地の各市町村税務課等から発行されます。
- ② 個人の方については、(1)本籍地のある市町村から発行される身分証明書、及び、(2)東京法務局から発行される登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）、の2種類が必要となります。詳しくは、(1)については、本籍地のある市町村へ、(2)については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へ、それぞれお問い合わせ下さい。

5 申請後の変更届について

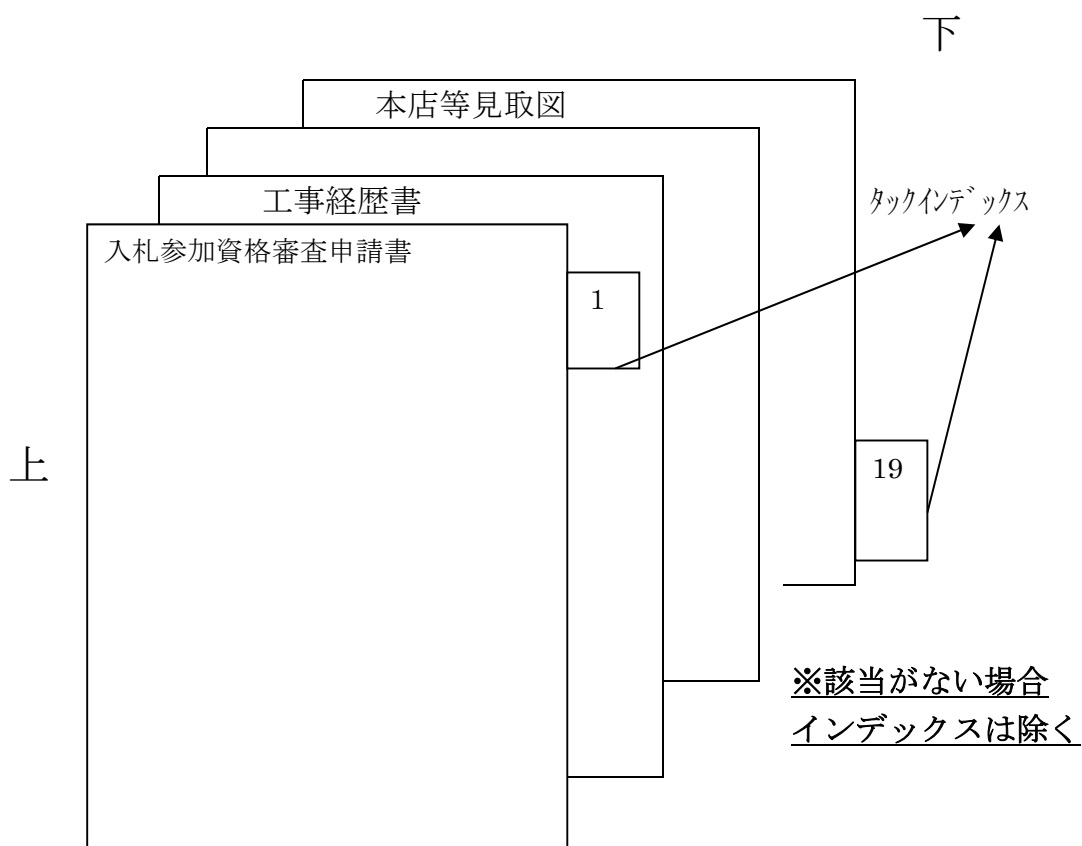
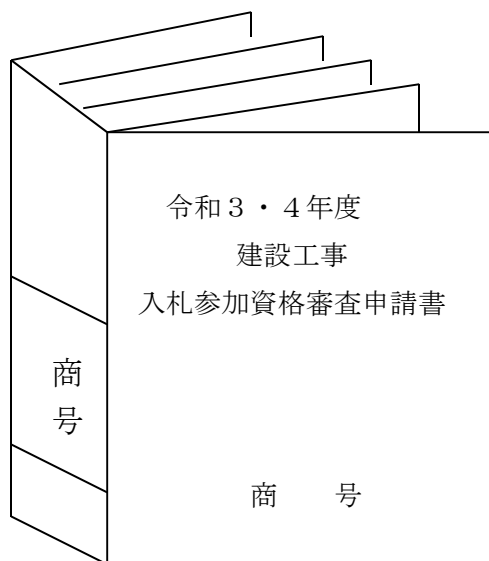
入札参加資格審査申請以後に下記の事項に変更があった場合は、入札参加資格審査申請後変更届出書（県様式を参照）に必要な書類を添付のうえ速やかに提出して下さい。

変 更 事 項	添付（確認）書類
商号名称	登記簿謄本の写し（法人業者のみ） 個人業者の場合は、変更届出書だけでよい。 （県様式）
所在地	登記簿謄本の写し（同上） 西原町内に本店又は支店等を有する者は本店等見取図及び写真を添付して下さい。
代表者	登記簿謄本の写し（同上）
電話番号及びFAX番号	変更届出書だけでよい。（県様式）
経審基準日	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
建設業許可更新	建設業許可通知書の写し
合併・営業譲渡・分割等による事業の承継	合併・営業譲渡等に関する確認書類の写し
相続による事業の承継	相続を証する書類等の写し
廃業	建設業の廃業届の写し

注意事項

- ・ 経営事項審査結果通知書の有効期限は**1年7ヶ月**です。審査終了後の通知書を受け取りましたら、変更届出書及びA4版に縮小した通知書の写しを添付し提出して下さい。
※経審基準日変更については毎年提出することになります。
- ・ 変更届の提出がなく西原町入札参加資格者名簿上、建設業許可及び経営事項審査の有効期限が切れている場合には、**指名できません**のでご注意ください。
- ・ 変更届の控えが必要な方は、変更届出書の写し又は受付票をご持参下さい。
- ・ 変更届等のお問い合わせの際には、事業所名と業者番号を伝えて下さい。

*書類の綴り方



表表紙：令和3・4年度建設工事入札参加資格審査申請書及び商号を記入

背表紙：商号（上にシールを貼りますので、中央より下に記入して下さい。）

提出書類の順（提出要領P3参照）に上から順序良く並べて、フラットファイルA4S型（ピンク系）に綴る。**※できればPP製をお願いします。**